



厚生労働省福島労働局 発表

平成 27 年 2 月 3 日

担
当

福島労働局労働基準部監督課

監督課長 樋口 雄一

監察監督官 伊藤 達夫

電話 024 (536) 4602

建設業一斉監督指導の結果について

—255 現場のうち、139 現場（54.5%）で違反があり、是正を指導—

福島労働局（局長 引地 睦夫）は、昨年 12 月に管内で実施した建設業一斉監督指導の結果を取りまとめました（詳細は別紙 1「建設業一斉監督指導結果の概要」参照）。

- 福島労働局管内の各労働基準監督署では、東日本大震災に伴う復旧・復興工事によるさらなる労働災害の増加が危惧されること等から、平成 26 年 12 月 1 日から同 19 日までの間、建設工事現場（除染現場及び原子力発電所構内の現場を除く）に対して集中的に監督指導を実施しました。

その結果、監督指導を実施した **255 現場のうち、139 現場に労働安全衛生法違反（違反率 54.5%）** が認められ、是正を指導しました。

法違反の内容を主要事項別にみると、

- | | |
|----------------|--------------|
| ・ 元方事業者の講ずべき措置 | 85 現場 |
| ・ 墜落防止措置 | 84 現場 |
| ・ 建設機械災害防止措置 | 28 現場 |
| ・ 作業主任者の選任等 | 10 現場 |

等が認められました。

また、このうち、労働災害を発生させる危険が高いと認められた **35 現場に対し、使用停止等**（危険な箇所への立入禁止、危険な作業の停止等）を命令しました。

- この結果を踏まえ、福島労働局長は墜落災害等の労働災害防止対策の徹底について、本日、発注機関・関係団体に対して別紙 2 のとおり要請を行いました。
- 福島労働局では、建設工事については、死亡災害の発生等重大な事態につながる危険性が高いことから、引き続き、重点的な指導を行うこととしています。

※ なお、本件は岩手・宮城の両労働局とともに、3 局一斉に実施したものであり、その結果の概要は、別紙 3 のとおりです。

建設業一斉監督指導結果の概要

表 1 概要

区分	監督指導実施現場数		
		違反現場数	違反率
土木工事	65	29	44.6%
建築工事	165	98	59.4%
その他工事	25	12	48.0%
合計	255	139	54.5%

表 2 主要事項別違反現場数

主要事項	違反現場数				違反率			
		土木	建築	その他		土木	建築	その他
元方事業者の講ずべき措置	85	23	57	5	33.3%	35.4%	34.5%	20.0%
墜落防止措置	84 (35)	9 (4)	73 (30)	2 (1)	32.9%	13.8%	44.2%	8.0%
建設機械災害防止措置	28	18	6	4	11.0%	27.7%	3.6%	16.0%
作業主任者の選任等	10	3	6	1	3.9%	4.6%	3.6%	4.0%
その他	54	13	35	6	21.2%	20.0%	21.2%	24.0%

(注1) ()内は法違反が認められたもののうち、使用停止等(危険な箇所への立入禁止や危険な作業の停止等)を命令した件数である。

(注2) 1現場で複数の違反が認められることもあるため、表1の違反現場数とは一致しない。

表3 違反事例

主 要 事 項	違反事例
元 方 事 業 者 の 講 ず べ き 措 置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 元方事業者（元請）が関係請負人（下請）及び関係請負人の労働者に対し、労働安全衛生法に違反しないよう指導を行っていなかった。
墜 落 防 止 措 置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高さ2メートル以上の足場に、手すり、中さんの設置等足場の種類に応じた措置を講じていなかった。 ・ 高さ2メートル以上の箇所にある開口部に、覆いを設ける等の措置を講じていなかった。
建設機械災害防止措置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 使用していたドラグショベルについて、年に1回検査（特定自主検査）を実施しなければならないのに、実施していなかった。 ・ 使用していたドラグショベルに接触する危険がある箇所に、労働者を立ち入らせない等の措置を講じていなかった。
作 業 主 任 者 の 選 任 等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高さ5メートル以上の鉄骨の解体作業を行う際に、作業の進行状況を監視する等の職務を行う、鉄骨の組立て等作業主任者を選任していなかった。 ・ 高さが5メートル以上の足場の解体作業を行う際に、足場の組立て等作業主任者に作業の進行状況を監視させていなかった。
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建設中の建物の外周の足場と建物のスラブ（床）との間（高低差がある）を通行するための設備（階段等）を設けていなかった。 ・ 手持ち式グラインダーを使用して金属のバリ取り作業を行う場合に、労働者に防じんマスクを着用させていなかった。

福島労発基0203第1号
平成27年2月3日

別記の業界団体の長 殿

福島労働局長

建設工事現場に対する労働災害防止対策の徹底について（要請）

日頃から労働行政の推進に格別の御理解と御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

福島労働局におきましては、東日本大震災に伴う災害復旧・復興工事を含めた建設工事における労働災害防止対策については、従来から重点的に取り組んでいるところですが、県内における建設業の労働災害は、東日本大震災前と比較し大幅に増加しています。また、年末は年の瀬の慌しさ等による工事の輻輳化や路面凍結等の労働環境の悪化等から労働災害が多発する傾向にあります。

こうした状況を踏まえ、管下9労働基準監督署において、平成26年12月1日から同19日までの間、建設業（除染現場及び原子力発電所構内の現場を除く）に対し集中的に監督指導を実施した結果、監督指導を行った255建設現場のうち54.5%（139現場）に労働安全衛生法違反が認められました（別添参照）。

つきましては、こうした結果を踏まえ、会員事業場における労働災害防止対策について、改めて徹底いただきますようお願いいたします。

【問い合わせ先】

福島労働局労働基準部監督課

伊藤

住所 〒960-8021

福島市霞町1-46

福島合同庁舎5階

電話：024-536-4602

なお、要請文の別添については、別紙1「建設業一斉監督指導結果の概要」と重複しているため、省略しています。

福島労発基0203第2号
平成27年2月3日

別記の発注者団体の長 殿

福島労働局長

建設工事現場に対する労働災害防止対策の徹底について（要請）

日頃から労働行政の推進に格別の御理解と御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

福島労働局におきましては、東日本大震災に伴う災害復旧・復興工事を含めた建設工事における労働災害防止対策については、従来から重点的に取り組んでいるところですが、県内における建設業の労働災害は、東日本大震災前と比較し大幅に増加しています。また、年末は年の瀬の慌しさ等による工事の輻輳化や路面凍結等の労働環境の悪化等から労働災害が多発する傾向にあります。

こうした状況を踏まえ、管下9労働基準監督署において、平成26年12月1日から同19日までの間、建設業（除染現場及び原子力発電所構内の現場を除く）に対し集中的に監督指導を実施した結果、監督指導を行った255建設現場のうち54.5%（139現場）に労働安全衛生法違反が認められました。

つきましては、監督指導の実施結果を別添のとおりお送りしますので、安全推進協議会やパトロールにご活用いただくとともに、建設工事における労働災害防止対策の徹底について引き続き御協力をいただきますようお願いいたします。

【問い合わせ先】

福島労働局労働基準部監督課

伊藤

電話：024 - 536 - 4602



Press Release

報道関係者各位

厚生労働省
岩手労働局
宮城労働局
福島労働局
発表
平成27年2月3日

担 当	岩手労働局労働基準部監督課 監督課長 高橋嘉寿満 主任監察監督官 内藤淳一 電話 019-604-3006
	宮城労働局労働基準部監督課 監督課長 横田秀樹 専門監督官 千葉信浩 電話 022-299-8838
	福島労働局労働基準部監督課 監督課長 樋口雄一 監察監督官 伊藤達夫 電話 024-536-4602

3割を超える建設工事現場で墜落防止措置義務違反があり、是正を指導

～ 昨年12月に岩手・宮城・福島労働局が建設業一斉監督指導を実施 ～

岩手・宮城・福島の各労働局では、東日本大震災に伴う復旧・復興工事などによる更なる労働災害の増加が危惧されることから、平成26年12月1日(月)から同年12月19日(金)までの間、建設工事現場に対して集中的に監督指導を実施しました。

その結果(別紙1「建設業一斉監督指導結果の概要」参照)、監督指導を実施した494建設工事現場のうち、過半数の281現場(違反率56.9%)に労働安全衛生法等違反が認められました。

また、法違反の内容を主要事項別にみると、元請事業者の講ずべき措置に係る違反167現場(33.8%)、墜落防止措置に係る違反161現場(32.6%)、建設機械災害防止措置に係る違反70現場(14.2%)などとなっています。

今回の監督指導結果を受けて、労働災害防止対策の徹底について、発注機関・関係団体に対して要請を行います。

建設工事現場における労働安全衛生法違反については、死亡災害の発生等の重大な事態につながる危険性が高いことから、各労働局では、引き続き、建設工事現場に対する重点的な監督指導等を行うこととしています。

建設業一斉監督指導結果の概要

1 岩手・宮城・福島労働局（3局合計）の監督指導状況

494現場に監督指導を実施した結果、56.9%の281現場において労働安全衛生法違反が認められました。

このうち、危険な箇所への立入禁止や危険な作業の停止といった使用停止等命令を60現場に対して行いました。（表1参照）

表1 一斉監督実施結果

	合 計	岩手局	宮城局	福島局
一斉監督現場数	494	100	139	255
違反現場数	281	70	72	139
違反率	56.9%	70.0%	51.8%	54.5%
使用停止等命令 現場数	60	20	5	35

2 労働安全衛生法の主要事項別の違反状況

労働安全衛生法の主要事項別にみると、元請事業者の講ずべき措置に係る違反167現場（33.8%）、墜落防止措置に係る違反（足場等を含む。）161現場（32.6%）、建設機械（移動式クレーンを含む。）災害防止措置に係る違反70現場（14.2%）、作業主任者の選任等に係る違反27現場（5.5%）となっています。

（表2参照）

表2 労働安全衛生法の主要事項別違反件数

()内は違反率

労働安全衛生法等の主要事項	合計	岩手局	宮城局	福島局
元請事業者の講ずべき措置	167 (33.8%)	33 (33.0%)	49 (35.3%)	85 (33.3%)
墜落防止措置	161 (32.6%)	47 (47.0%)	30 (21.6%)	84 (32.9%)
建設機械災害防止措置	70 (14.2%)	15 (15.0%)	27 (19.4%)	28 (11.0%)
作業主任者の選任等	27 (5.5%)	10 (10.0%)	7 (5.0%)	10 (3.9%)
その他	114 (23.1%)	34 (34.0%)	25 (18.0%)	55 (21.6%)

労働安全衛生法違反件数は、1つの現場で複数の違反があるため、表1の違反現場数とは一致しない。

3 主な違反の事例

主な違反の事例としては、次のようなものがありました。(表3参照)

表3 主な違反事例

事 項	主な違反事例
元請事業者の講ずべき措置	<ul style="list-style-type: none"> 元方事業者(元請)は、関係請負人(下請)等が法令に違反しないように必要な指導を行わなければならないが、これを怠っていたこと。
墜落防止措置	<ul style="list-style-type: none"> 高さ2メートル以上の作業床の端や開口部に囲い、手すり等の墜落防止措置を講じなければならないが、これを怠っていたこと。 高さ2メートル以上の足場には、手すり、中さん、幅木等、足場の種類に応じた墜落防止措置を講じなければならないが、これを怠っていたこと。

<p>建設機械災害防止措置</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 車両系建設機械（ドラグショベル等）を用いて作業を行う場合には、運転中の車両系建設機械に労働者が接触することを防止するために、立入禁止措置や誘導員を配置する措置を講じなければならないが、これを怠っていたこと。 ・ 車両系建設機械（ドラグショベル等）で荷をつり上げ、その主たる用途以外の用途に使用させてはならないが、用途外の使用を行っていたこと。 ・ 車両系建設機械及び移動式クレーンを用いて作業を行う場合には、あらかじめ作業計画等を定めなければならないが、これを怠っていたこと。
<p>作業主任者の選任等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 労働災害を防止するために特に管理を必要とする作業（足場の組立てや型枠支保工の組立て等）を行う場合は、作業主任者を選任し、当該作業主任者の氏名及びその者に行わせる事項（作業の方法及び労働者の配置を決定し作業の進行状況の監視等）を作業場の見やすい場所に掲示する等により関係労働者に周知を行うとともに、当該作業主任者にその職務を履行させなければならないが、これを怠っていたこと。
<p>その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 作業場に通じる場所及び作業場内には労働者が使用するための安全な通路を設け、これを有効に保持しなければならないが、これを怠ったこと。 ・ 作業で使用するはしごについては、転位を防止するための措置を講じなければならないが、これを怠ったこと。 ・ 金属をアーク溶接する作業等粉じんの発生する作業を行う場合には、労働者に呼吸用保護具を使用させなければならないが、これを怠っていたこと。 ・ 携帯式丸のこ盤の歯の安全カバーを有効な状態で使用していなかったこと。 ・ コンクリート構造物の解体作業を行うときは、作業計画を定め、当該作業計画により作業を行わなければならないが、これを怠っていたこと。 ・ 資材等の物体が落下することにより、労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所に、防網の設備や立入禁止区域を設けていなかったこと。

